

○環境省告示第二十号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十九条第一項の規定に基づき、自動車排出ガスの量の許容限度（昭和四十九年一月環境庁告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年三月七日

環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改

正

後

改

正

前

別表第一

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
(略)	(略)	(略)	(略)
粒子状物質 軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの 軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	(略) 時当たり〇・ かつ、一兆三 ・三千億個	(略) 〇二グラム、 かつ、一兆三 ・三千億個	(略) 一キロワット 時当たり〇・ 〇二グラム、 一キロワット 時当たり〇・ 〇四グラム 一キロワット 時当たり〇・ 〇三三グラム 一キロワット 時当たり〇・

別表第一

自動車排出ガスの種類	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度
(略)	(略)	(略)	(略)
粒子状物質 軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの 軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの	(略) 時当たり〇・ かつ、一兆三 ・三千億個	(略) 〇二グラム、 かつ、一兆三 ・三千億個	(略) 一キロワット 時当たり〇・ 〇四グラム 一キロワット 時当たり〇・ 〇三三グラム 一キロワット 時当たり〇・

ワット以上五 が百三十キロ ワット	する大型特殊 自動車であつ て、定格出力	軽油を燃料と する大型特殊 自動車であつ て、定格出力 が七十五キロ ワット以上百 三十キロワッ ト未満のもの	軽油を燃料と する大型特殊 自動車であつ て、定格出力 が五十六キロ ワット以上七 十五キロワッ ト未満のもの	軽油を燃料と する大型特殊 自動車であつ て、定格出力 が五十六キロ ワット以上七 十五キロワッ ト未満のもの	一キロワット
	(略)		(略)		(略)
・三千億個	かつ、一兆三	○二グラム、 時当たり〇・	一キロワット	・三千億個	かつ、一兆三 ○二グラム、 時当たり〇・

ワット以上五 が百三十キロ ワット	する大型特殊 自動車であつ て、定格出力	軽油を燃料と する大型特殊 自動車であつ て、定格出力 が七十五キロ ワット以上百 三十キロワッ ト未満のもの	軽油を燃料と する大型特殊 自動車であつ て、定格出力 が五十六キロ ワット以上七 十五キロワッ ト未満のもの	軽油を燃料と する大型特殊 自動車であつ て、定格出力 が五十六キロ ワット以上七 十五キロワッ ト未満のもの	一キロワット
	(略)		(略)		(略)
○三グラム	時当たり〇・	一キロワット	○三グラム 時当たり〇・	一キロワット	○三グラム 時当たり〇・

別表第一の二		備考 (略)	百六十キロワット未満のも	
自動車排出ガスの種類		(略)		
自動車の種別		(略)	測定の方法	
		(略)	自動車排出ガスの量の許容限度	
粒子状物質	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度	別表第一の二
軽油を燃料とする大型特殊車のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの	時当たり〇・一キロワット	時当たり〇・〇一五グラム	〇兆個かつ、一・一キロワット時当たり〇・一五グラム

別表第一の二		備考 (略)	百六十キロワット未満のも	
自動車排出ガスの種類		(略)		
自動車の種別		(略)	測定の方法	
		(略)	自動車排出ガスの量の許容限度	
粒子状物質	自動車の種別	測定の方法	自動車排出ガスの量の許容限度	別表第一の二
軽油を燃料とする大型特殊車のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの	時当たり〇・一キロワット	時当たり〇・〇三グラム	〇兆個かつ、一・一キロワット時当たり〇・一五グラム

自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十キロワット以上五十六キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十キロワット以上七十五キロワット未満のもの	(略)	(略)	○一五グラム
○一五グラム かつ、一・	時当たり〇・ 一キロワット	○兆個 かつ、一・	時当たり〇・ 一キロワット	○兆個 かつ、一・

自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が三十キロワット以上五十六キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が五十キロワット以上七十五キロワット未満のもの	(略)	(略)	○二五グラム
○二二グラム 時当たり〇・	一キロワット	○二二グラム 時当たり〇・	一キロワット	○二二五グラム

備考 (略)	であつて、定格出力が七十 五キロワット 以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット未満のもの	（略）	○兆個
備考 (略)	であつて、定格出力が七十 五キロワット 以上百三十キロワット未満のもの	軽油を燃料とする大型特殊自動車又は小型特殊自動車であつて、定格出力が百三十キロワット未満のもの	（略）	○二一グラム